

## 生産振興に係る事業

### 水田活用の直接支払交付金

#### 1 戦略作物助成

水田のフル活用を推進し、食料自給率の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆等の作付を支援する。

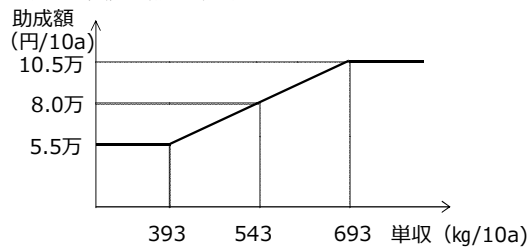
対象者：販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農  
(単価は10a当たり)

対象作物	対象作期	交付単価
麦、大豆、飼料作物(※1)	基幹作	35,000円
WCS用稲	基幹作	80,000円
加工用米	基幹作	20,000円
飼料用米(※2)、米粉用米【見直し】	基幹作	収量に応じ、55,000円～105,000円

- ※1 多年生牧草で収穫のみを行う場合は、10,000円/10a
- ※2 飼料用米は、1.70mmの「ふるい上」の米の収量で単価計算(地域別のふるい下発生率は、国が別途提示)
- ※3 飼料用米の一般品種について、令和6年度から標準単価を段階的に引下げ

#### <飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>

- ・数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認が条件
- ・宇都宮市の非主食用米の基準単収：543kg/10a※
- ・数量払の単価(傾き)約167円/kg



※ 非主食用米の基準単収は主食用米(542kg/10a)とは別に定められている。

#### 2 産地交付金

国から配分される資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会ごとに「水田収益力強化ビジョン」において支援内容(対象作物、交付単価等)を設定

##### (1) 県・市設定

区分	対象作物	対象作期	対象者	交付単価(※1)
県	露地野菜(※2)	新規分	基幹作・二毛作	担い手(※3) 32,000円
		既存分	基幹作・二毛作	担い手(※3) 9,600円
	飼料用米・米粉用米	基幹作	—	1,000円
	新市場開拓用米	基幹作	—	5,000円
	飼料用米(地域内流通取組分)【新規】(※4)	基幹作	—	2,000円
	飼料用米等生産性向上	基幹作	—	2,600円
市	麦・大豆の生産性向上	基幹作・二毛作	担い手(※3)	1,800円
	麦・大豆の生産性向上(組織加算)	基幹作・二毛作	担い手(※3)の法人又は集落営農	700円
	麦・大豆・飼料作物の団地化	基幹作・二毛作	—	12,000円
	二毛作助成(麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・飼料用米・加工用米・そば・なたね)	二毛作	—	9,600円
	耕畜連携助成(わら利用、資源循環)	基幹作・二毛作(わら利用は、基幹作)	—	4,200円
	飼料用米等の生産性向上(複数年契約加算)【新規】(R5年度限り)※5	基幹作	複数年契約締結者(R3~)	1,000円

- ※1 交付単価は、配分額に基づき調整します。
- ※2 「露地野菜」  
加工用トマト、なす、ねぎ、たまねぎ、レタス、さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、はくさい、だいこん、スイートコーン、うど、えだまめ、キャベツ、ブロッコリー、にんじん、かんしょ、ズッキーニの18種
- ※3 担い手：認定農業者、集落営農、認定新規就農者
- ※4 地域内流通：県内の畜産農家との飼料用米の地域内流通に取り組む耕種農家への助成
- ※5 追加配分「飼料用米の複数年契約助成」の廃止を受け、市設定の産地交付金を新設(令和5年度限り)

##### (2) 各取組に対する追加配分

対象	取組内容	対象作期	対象者	交付単価
そば・なたね	作付の取組	基幹作	—	20,000円
地力増進作物(※1)	有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくり	基幹作	—	20,000円
新市場開拓用米(※2)	国内外の新市場開拓	基幹作	—	20,000円
	複数年契約(3年以上)	基幹作	複数年契約締結者	10,000円

- ※1 地力増進作物は、「水稲作付面積の前年度からの減少分」と「地力増進作物の作付面積の前年度からの増加分」を比較し、所定の計算方法により交付額を算定(算定の結果、非該当となることもある。)
- ※2 輸出用として契約栽培する米穀など
- ※3 「飼料用米の複数年契約助成(令和4年度交付単価：6,000円/10a)」は、廃止

#### 3 畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業(旧リノベ事業)【募集済】

産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入などを行う場合に、取組面積に応じて支援

区分	対象作物	対象作期	交付単価
畑作物	麦、大豆、高収益作物(野菜等)、子実用とうもろこし	基幹作	40,000円 (令和6年度に畑地化:45,000円)
	新市場開拓用米	基幹作	40,000円
米	加工用米	基幹作	30,000円
	米粉用米(パン・めん用の専用品種)	基幹作	90,000円

- ※1 農業者等が実需者と販売契約を締結することが必要
- ※2 麦・大豆及び高収益作物については、加工用等の用途指定がある。
- ※3 本事業の支援対象となった面積は、令和4年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(加工用米、米粉用米、麦、大豆、飼料作物(子実用とうもろこし))及び産地交付金追加配分(新市場開拓用米)の対象面積から除外

#### 4 畑地化促進事業【募集済】

水田の畑地化に取り組む農業者を支援

対象作物	畑地化支援交付単価	定着促進支援交付単価
高収益作物(野菜、果樹、花き等)	175,000円	・一般向けの場合 20,000円×5年間 又は 100,000円(一括) ・加工・業務向けの場合 30,000円×5年間 又は 150,000円(一括)
畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	140,000円	20,000円×5年間 又は 100,000円(一括)

##### 【主な要件】

- ・令和4年度において主食用米、麦、大豆、飼料作物、そば、高収益作物等の交付金の対象作物が作付けられていること。
- ・複数の連続した農地による団地化された畑地を形成すること。
- ・令和5年度以降、5年間は「販売を目的とした対象作物」を作付すること。
- ※ 畑地化の交付金を受けると、令和5年度以降、水田活用の直接支払交付金の対象外となる。地目の変更は不要

- (2) 土地改良区決済金等支援(定額：上限250,000円/10a)  
令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対し、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費(地区除外決済金等)を支援

#### 5 都道府県連携助成【令和5年2月8日現在 未定】

県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、県の支援単価と同額(上限：5,000円/10a)で国が追加的に支援

### 経営所得安定対策

#### 1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)【見直し】

麦、大豆、そば等を生産する農業者に対し、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する。

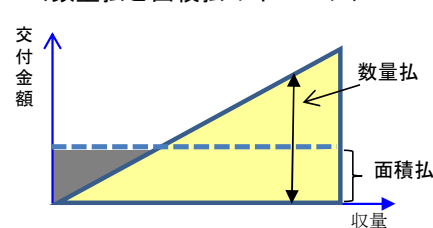
対象者 認定農業者・集落営農・認定新規就農者

##### (1) 数量払(品質区分に応じて増減)

対象作物	平均交付単価(※1)
小 麦	6,340(5,930)円/60kg
二条大麦	6,160(5,810)円/50kg
六条大麦	5,150(4,850)円/50kg
大 豆	9,840(9,430)円/60kg
そ ば	17,550(16,720)円/45kg
なたね	8,130(7,710)円/60kg

- ※1 ( )内は、課税事業者向け平均交付単価
- ※2 小麦の平均交付金額は、パン・中華めん用品種(+2,300円/60kg)を含む単価

##### <数量払と面積払のイメージ>



##### (2) 面積払(当年産の作付面積に応じて交付)

20,000円/10a  
(そばについては、13,000円/10a)  
※ 「面積払」(先払)で支払われた金額は、数量払の支払時に差し引かれる。

#### 2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

対象作物を生産する農業者に対し、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和する。

対象者 認定農業者・集落営農・認定新規就農者

- ※ 当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填する。(補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担)

- ※ 収入保険との重複加入はできない。

- ※ 「出荷・販売契約数量報告書」の提出が必要

対象作物  
主食用米、備蓄米、醸造用玄米、  
麦、大豆、てん菜、  
でん粉原料用ばれいしょ

生産振興に係る事業

農業構造改革事業

食糧自給率の向上に資する戦略作物の生産振興のほか、生産力の確保に向けて、農地のフル活用と収益性の高い作物の生産振興に取り組む。  
**対象者**：販売目的で対象作物を生産する市内在住の農業者であって、以下に記載する各事業の対象者に、令和5年6月末時点で該当していること。  
**対象農地**：宇都宮市内 又は 宇都宮市に隣接する市町の農地

①飼料用米生産振興事業【水田】

**【対象者】**  
 ・ 担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）

**【提出書類等】**  
 ・ 販売伝票（写し）

**【要件】**  
 ・ 飼料用米を5ha以上作付すること。

**【交付単価】**  
 1,600円/10a

対象作物：飼料用米

②麦・大豆生産拡大事業【水田・畑地】

**【対象者】**  
 ・ 担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）

**【交付単価】**  
 540円/60kg（小麦）  
 540円/50kg（二条大麦）  
 1,000円/60kg（大豆）

**【要件】**  
 ・ 麦または大豆を、水田で1ha以上作付すること。  
 ・ 農産物検査法に基づく検査を受けること。

**【提出書類等】**  
 ・ 検査したことがわかる書類（写し）  
 ・ 販売伝票（写し）

対象作物：小麦，二条大麦，大豆

③奨励作物作付促進事業【水田・畑地】

**【対象者】**  
 ・ 担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）

**【提出書類等】**  
 ・ 施設整備にかかる見積書・納品書・領収書（写し），平面図（写し），完成写真  
 ・ 販売伝票（写し）※当該年度内に販売できない場合は理由書  
 ・ 畑地の場合，畑地の営農計画書

**【要件】**  
 ・ 対象作物の施設を5a以上新設又は規模拡大すること。（梨は露地栽培も対象）  
 ・ 同一ほ場で1回限り（拡大の場合は同一ほ場可）

**【交付単価】**（交付単価見直し）  
 75,000円/10a（同一ほ場で1回限り）

対象作物：トマト，いちご，アスパラガス，梨，なら  
 （梨は，露地栽培も対象）

④露地野菜生産拡大事業【畑地（機械の共同利用組織の構成員のみ水田を含む）】

**【対象者】**  
 ・ 担い手（認定農業者，集落営農，認定新規就農者）  
 ・ 担い手であって，人・農地プランに中心経営体で登載されている農業者を含む3人以上の機械の共同利用組織の構成員

**【交付単価】**  
 8,300円/10a（新規）  
 4,500円/10a（継続）

**【要件】**  
 ・ 対象作物を畑地と水田を合わせて10a以上作付すること（交付金の算定は畑地のみの面積を対象とする。ただし，担い手ではない機械の共同利用組織の構成員は水田の面積も対象とする。）。

**【提出書類等】**  
 ・ 販売伝票（写し）  
 ・ 機械の共同利用組織の構成員は，共同利用の規約（写し），構成員名簿（写し），機械利用計画（写し）  
 ・ 畑地の営農計画書

対象者	畑	水田	備考
担い手	○	×	水田は産地交付金該当
機械の共同利用組織の構成員	○	○	

対象作物：玉ねぎ，かんしょ

人・農地に係る事業

⑤農地の守り手・支え手確保育成支援事業【水田・畑地】

**【対象者】**  
 ・ 実質化された人・農地プラン登載者（農地の守り手・支え手）  
 ※ 人・農地プランに登載されていない方でも，登載申請書をご提出いただければ対象になりますので，ご連絡ください。

**【要件】**  
 ・ 令和5年度に販売用作物を作付けしないほ場に景観形成作物又は地力増進作物を作付すること。（ただし，地力増進作物については，ほ場へのすき込みも行うこと。）  
 ・ 国の産地交付金（地力増進作物）の対象農地ではないこと。

**【交付単価】**  
 3,000円/10a（自己所有地）  
 8,000円/10a（借受地・作業受託地）

対象作物：  
 （景観形成作物）菜の花，レンゲ，コスモス，ひまわり  
 その他景観形成に寄与する作物  
 （地力増進作物）ソルガム，エンバク，イタリアンライグラス，クローバ  
 その他地力増進に寄与する作物

**【提出書類等】**  
 ・ 営農計画書（畑地の場合，畑地の営農計画書）

《その他》

※ ①～⑤の助成を希望する方は「農業構造改革事業交付金等交付申請書」を提出してください。

※ 記載の交付単価は，予算額の範囲内で調整することがあります。

※ 実績などの確認に必要な書類等の提出については，申請者に別途ご案内します。（JA出荷の場合，検査・販売等の実績は，JAから情報提供を受け確認します。）

**【問い合わせ先】**

- 生産振興に係る事業について  
 宇都宮市農業再生協議会事務局 028-632-2458  
 （宇都宮市経済部農林生産流通課生産振興グループ）
- 人・農地に係る事業について  
 宇都宮市農業再生協議会事務局 028-632-2454  
 （宇都宮市経済部農業企画課担い手・農地調整グループ）